

# 申告書

施設の所在地

施設の名称

申請者住所

申請者氏名

国家戦略特別区域法第13条第4項各号のいずれにも該当していません。また、当該申告書において取得した情報を、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で関係行政機関（消防署、警察等）へ提供することに同意します。

年 月 日

住所

(フリガナ)  
氏名

印

生年月日

年 月 日

性別

住所

(フリガナ)  
氏名

印

生年月日

年 月 日

性別

住所

(フリガナ)  
氏名

印

生年月日

年 月 日

性別

(宛先) 大田区長

(注意)

法人の場合は役員のうち常務取締役、専務取締役の他業務を行う役員を必要とする。

氏名は、署名又は捺印のあるものとする。

(根拠法令)

○国家戦略特別区域法 抜粋

第十三条

1～3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

- 一 心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第十三項(第一号及び第二号に係る部分を除く。)の規定により特定認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者(当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。)
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5～13 略

(参考)

- 14 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 15 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - 二 第十二項の規定による命令に違反したとき。
- 16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。